

様式第 1 号（第 1 関係）蜜蜂飼育届

(記載例)

2 部提出してください。

蜜 蜂 飼 育 届

1 月末までに届出してください。

年 月 日

愛媛県知事

様

容易に連絡が取れる番号（携帯電話等）をご記入ください。FAX があれば、FAX 番号もご記入ください。

住 所

〇〇県△△市 〇番地・・・

(法人の場合はその名称及び代表者名)

氏名又は名称及び代表者氏名 愛媛 太郎

電話番号・FAX □□□-□□□-□□□□

養蜂振興法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

記

1 〇〇年 1 月 1 日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼育蜂群数		備考
	日本蜜蜂	西洋蜜蜂	
〇〇市××町・・・	10		趣味・ 業者
●●市××町・・・		10	趣味・ 業者
当該年 1 月 1 日現在の飼育状況を記入してください。1 月 1 日現在に飼育している蜂群数が 0 群の場所は記入不要です。			趣味・業者

2 〇〇年蜜蜂飼育計画

1 月 1 日現在で蜂群数が 0 群であっても、当該年に飼育計画がある場合、飼育場所を記入してください。

飼 育 場 所	最大計画蜂群数		飼育期間	備考
	日本蜜蜂	西洋蜜蜂		
〇〇市××町・・・	10		1 月 1 日から 12 月 31 日まで	趣味・ 業者
●●市××町・・・		10	4 月 1 日から 12 月 31 日まで	趣味・ 業者
●●県□□市・・・		15	6 月 1 日から 10 月 31 日まで	趣味・ 業者
県外で飼育する計画の場合も、記載してください。			月 日から 月 日まで	趣味・業者
			月 日から 月 日まで	趣味・業者
			月 日から 月 日まで	趣味・業者
上記票の欄が不足する場合は、別紙に記入して添付するようにしてください。				日 まで 趣味・業者

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除

き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・法令に基づく場合

- ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考（１）備考には、趣味養蜂の場合には趣味に、養蜂業者の場合には業者に○をすること。

（２）飼育計画は１月１日から１２月３１日までについて記入すること。

（３）飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度）を記入すること。

（字、番地が不明な場合は、地図の写しを添付するなど飼育場所が分かるようにすること。）

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第８条第１項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第８条第２項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

記載例 2：年の途中で新しく飼育する場合

様式第 1 号（第 1 関係）蜜蜂飼育届

（記載例）

2 部提出してください。

蜜 蜂 飼 育 届

飼育を始める場合はできるだけ早く提出してください。

年 7 月 10 日

愛媛県知事

様

容易に連絡が取れる番号（携帯電話等）をご記入ください。FAX があれば、FAX 番号もご記入ください。

住 所

〇〇県△△市 〇番地・・・

（法人の場合はその名称及び代表者名）

氏名又は名称及び代表者氏名 愛媛 太郎

電話番号・FAX □□□-□□□-□□□□

養蜂振興法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

記

1 〇〇年 1 月 1 日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼育蜂群数		備考
	日本蜜蜂	西洋蜜蜂	
			趣味・業者
			趣味・業者
			趣味・業者

当該年 1 月 1 日現在の飼育状況を記入してください。1 月 1 日現在に飼育している蜂群数が 0 群の場所は記入不要です。

2 〇〇年蜜蜂飼育計画

1 月 1 日現在で蜂群数が 0 群であっても、当該年に飼育計画がある場合、飼育場所を記入してください。

飼 育 場 所	最大計画蜂群数		飼育期間	備考
	日本蜜蜂	西洋蜜蜂		
〇〇市××町・・・	5		7 月 1 日から 12 月 31 日まで	趣味・業者
			月 日から 月 日まで	趣味・業者
			月 日から 月 日まで	趣味・業者
			月 日から 月 日まで	趣味・業者
			月 日から 月 日まで	趣味・業者
			月 日から 月 日まで	趣味・業者
			月 日から 月 日まで	趣味・業者

上記票の欄が不足する場合は、別紙に記入して添付するようにしてください。

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除

き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・法令に基づく場合

- ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考（１）備考には、趣味養蜂の場合には趣味に、養蜂業者の場合には業者に○をすること。

（２）飼育計画は１月１日から１２月３１日までについて記入すること。

（３）飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度）を記入すること。

（字、番地が不明な場合は、地図の写しを添付するなど飼育場所が分かるようにすること。）

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第８条第１項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第８条第２項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。